

### 第3回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定考査問題の出題意図

#### 第1問（計40点）

第1問は、受験者に簡単な事例を与え、これを法的視点から分析させて法的問題点の理解を問うとともに、民間紛争解決手続代理業務において最低限必要とされる法的素養ないし法的问题点に対する理解の程度を図ることを出題の意図としている。

#### 小問1（10点）

本問は、本件における権利関係を前提として調停を申し立てる場合、紛争解決のためには誰に対してどのような申立内容が必要となるのか、その申立の趣旨を問う設問である。

#### 小問2（6点）

本問は、係争の対象となっている法的権利関係を当事者別に把握できているか、本件紛争において訴訟が提起される場合の訴訟物の理解を問う設問である。

#### 小問3（10点）

本問は、事例に表れた様々な事実の中からAの主張する境界の位置を推認させる具体的事実を抽出させることにより、事実抽出能力、事案の理解の程度、及び代理人としての事件処理能力を問うことを目的とした設問である。

#### 小問4（14点）

本問は、取得時効制度に対する理解、及び取得時効の要件についての理解を問うとともに、これを通じて占有の態様に対する基本的理解の程度を図ることを目的とした設問である。

#### 第2問（計20点）

#### 小問1（10点）

本問は、民間紛争解決手続を代理する場合、事件の相手方との間で倫理上のどのような規律があるか、またその規律は手続が終了するまでなのか、それとも手続で決められた義務が履行されるまで存続するか、その理由は何かを問う設問である。

#### 小問2（10点）

本問は、紛争解決手続が終了後、そこで決められた義務が履行されるまでの間、手続の相手方より、地積更正登記手続という従前からの業務を受任するにあたって、土地家屋調査士法第22条の2第2項の適用があるか否か、適用がないとした場合、職業倫理上具体的にどのような問題があるかを問う設問である。

以上